

治癒証明書

弁天保育園園長 宛

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。
登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記します。該当欄に○印を付けて下さい。

組 園児名

病名	登園停止の期間
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱） ※アデノウイルス感染症と診断され、目の充血、目やになど目の症状がある場合	発熱、充血等主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
流行性角結膜炎（はやり目） ※アデノウイルス感染症と診断され、目の充血、目やになど目の症状がある場合	結膜炎の症状が消失していること
結核	感染の危険がないと医師が認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	感染の危険がないと医師が認めるまで
ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス・ノロウイルス)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
百日咳	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
急性出血性結膜炎	医師に感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師に感染の恐れがないと認められていること

上記の疾患のため令和 年 月 日から療養中のところ現在症状が軽快し、他児への感染の恐れがなくなりましたので令和 年 月 日より登園しても支障がない状態と認めます。

医療機関名

医師サイン

Ⓢ

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、お子さまの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断されたのち、登園を再開する際には、この「治癒証明書」を保育園に提出してください。

令和 年 月 日

保護者氏名